

お店の看板を設置するときにはまずご相談を

自分の敷地内で看板(屋外広告物)を取り付ける際、
その面積が5㎡を超えるときには基本的に市へ申請が必要となり、手数料が発生します。

良くあるご質問

自分のお店なのに自由に装飾できないの？

建物を建てる際には建築基準法や都市計画法など様々な法律をクリアする必要があります。同じく看板についても同様に屋外広告物法という法律があり、それを守っていただく必要があります。

しかし、右記のような共通基準を基本として、そのルールの中で自由にデザインしていただくことができます。

下田まち遺産をはじめとした

美しい下田の風景を保全していくため、

ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

屋外広告物の共通基準

- 蛍光塗料は保安上必要なものを除き使用しないものであること
- 裏面、側面及び脚部は美観を損なわないものであること
- 構造は地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること

※ ほかにも高さや面積など基準がありますので、詳細はお問合せください。

※ 5㎡を超えなくても、市への屋外広告物申請が不要というだけで、上記のことなどを守っていただく必要があります。

連絡先

下田市役所建設課 屋外広告物担当 TEL.0558-22-2219 mail kensetsu@city.shimoda.lg.jp

編集後記

自分が生まれ育った地域は、こどもの足では海も山も遠く、釣りや竹の子掘りなどはあまりしたことがありませんでした。でも、学校の帰り道、メダカやザリガニを捕まえて遊んだり、鬼ごっこをしたりしてたくさん友達と遊びました。

そして、一番深く印象に残っているのが、時々祖父に連れられて下田にある遺跡や神社仏閣を見に行っていたことです。

そのようなこどもの頃の写真が色々折り重なってそれぞれのふるさとが形成されているのだと個人的に思っています。

今の下田のこども達が将来、思い浮かべる「ふるさと下田」はどのようなものになるのでしょうか。

下田の地域を象徴しているもの、下田らしいもの、誇りに思うものの、継承すべきものが下田まち遺産です。

今後も下田らしさを忘れずにしていきたいと思っています。

下田市建設課 下田まち遺産担当 西川 力



須崎での出前講座の様子

『下田まち遺産手帖』は下田市景観計画・下田市景観まちづくり条例に基づき作成されています。

下田まち遺産手帖 第18号 2020年4月30日発行

発行元：下田市建設課 協力：下田市景観まちづくり市民会議

問合せ：静岡県下田市東本郷一丁目5番18号 TEL.0558-22-2219 FAX.0558-27-1007 mail kensetsu@city.shimoda.lg.jp

本誌のデータは2020年4月30日現在の情報です。

下田まち遺産 公式ホームページ → <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>



下田まち遺産の情報をご覧になりたい方は、下田市役所公式ホームページ内にある下田まち遺産ページにアクセスしてください。写真とともに詳しい説明が掲載されています。